

多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の受託者選定について、実績、専門性、技術力等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 提案上限金額

以下の金額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

27,000,000円

契約金額は、本市の予算の範囲内において業務委託仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算出した金額（見積額）とする。

提案上限金額を超える額で提案を行った事業者は、失格とする。

なお、令和7年第4回定例会において、本業務に係る予算が議決されなかった場合については、本業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 次の①又は②に該当する者であること。

- ① 本プロポーザルの公告の日（以下「公告日」という。）において、多賀城市競争入札参加資格者名簿に登録されていて、公告日から1年前の日までのいずれの日においても多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市告示第47-6号）の規定に基づく指名停止を受けていない者。

- ② 上記①に該当しない者で、参加表明書の提出とあわせて以下の書類を提出し、本市が適当と認めた者。

ア 誓約書【様式 7】

イ 印鑑証明書（公告日から 1 年以内のもの）

ウ 履歴事項全部証明書（公告日から 3 か月以内のもの）

エ 国税及び地方税に未納がないことの証明書（直近 1 年分）

国 税	都道府県税	市町村税
・ 法人税 ・ 消費税及び地方消費税	・ 全ての税目	・ 全ての税目

種 類 申 請	国 税		都道府県税		市町村税	
	本 店	委 任 店	本 店	委 任 店	本 店	委 任 店
本店	○	×	○	×	○	×
委任店	本店と同県	×	○	×	○	○
	本店と別県	×	○	○	○	○

なお、公告日からプロポーザル実施日まで指名停止を受けた場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 多賀城市暴力団排除条例（平成 24 年多賀城市条例第 31 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

項目	日程
公告日	令和 7 年 11 月 18 日（火）
質問受付期間	令和 7 年 11 月 25 日（火）正午まで
質問回答	令和 7 年 11 月 28 日（金）
参加表明書等提出期限	令和 7 年 12 月 2 日（火）午後 5 時まで
参加資格確認結果通知	令和 7 年 12 月 8 日（月）
企画提案書等提出期限	令和 7 年 12 月 18 日（木）午後 3 時まで

プレゼンテーション審査	令和7年12月24日（水）
審査結果通知	令和7年12月26日（金）
契約締結	令和8年1月上旬

5 質問に関する事項

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書【様式1】を次のとおり提出すること。

(1) 質問受付期間

令和7年11月18日（火）から同月25日（火）正午まで（必着）

(2) 質問方法

「16 問い合わせ先」の事務局（以下「事務局」という。）に電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名は、「多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

※電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年11月28日（金）までに、質問者を非公開の上、市ホームページにおいて公開する。

6 プロポーザル参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格」を満たし本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年12月2日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

提出書類	記載すべき事項
参加表明書 兼誓約書	【様式2】
会社概要書	【様式3】 ※共同企業体として応募する場合や再委託予定事業者がいる場合は、構成団体の書類もあわせて提出すること。
業務実績調 書	【様式4】 ・提案事業者の同種業務や類似業務※の実績についてそれぞれ最大5件まで記載すること。 ※当該実績には、再委託予定事業者の実績を含めることはできない。 ※必要に応じて記載実績における契約書の写しを求める場合がある。

配置予定者 名簿	【様式 5－1】 ・全ての配置予定者の情報について記載すること。 ・業務責任者及び業務主担当者については、提案事業者に属する者のみを配置すること。 ※配置予定者は、死亡、傷病、退職等の極めて特別な理由が生じた場合を除き、原則変更は認められない。
配置予定者 調書	【様式 5－2】 ・配置予定者の情報について記載すること。 ・配置予定者の同種業務や類似業務※の実績についてそれぞれ最大 5 件まで記載すること。 ・配置予定者の資格が確認できる書類の写しを添付すること。 ※必要に応じて記載実績における契約書の写しを求める場合がある。

※用語の説明

用語	内容
同種業務	官公庁が発注した体育施設の基本計画策定支援業務
類似業務	官公庁が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設等の基本計画策定支援業務

(3) 提出方法

事務局に電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名は、「多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザルに関する参加表明書等（事業者名）」とすること。

※電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

※押印が必要なものについては、押印後のスキャンデータとすること。

7 参加資格確認の実施

事務局において、提出された参加表明書等に基づき、参加資格要件について確認し、実施体制・業務実績について評価する。参加者多数の場合は、プレゼンテーション審査の参加者として評価上位者を 5 者程度選定する場合がある。

(1) 評価基準と配点

事務局において、「（別表 1）評価項目及び配点」に基づき採点する。

(2) 参加資格確認結果通知

結果については、電子メールにより令和 7 年 12 月 8 日（月）までに参加表明者に通知するとともに、追って郵送による書面での通知を行う。

8 企画提案に係る必要書類の提出

参加資格確認の審査を通過した者は、以下のことに留意し企画提案に係る必要書類を

提出すること。

(1) 提出期限

令和7年12月18日（木）午後3時まで（必着）

(2) 提出書類

提出書類	記載すべき事項
企画提案書	【任意様式】 ・提案書は原則A4縦型横書き左綴じ10ページ以内（ただし、表紙と目次は除く。）とし、文字サイズは10.5ポイント以上で両面印刷とすること。 ・図表等については必要に応じてA3版でも可とするが、その場合片面印刷で横折込みとしA4版2ページとしてカウントすること。 ・表紙と目次を除きページ番号を付すこと。 ・提案事業者がアピールできる内容について具体的に提案すること。
見積書	【様式6】 ・提案事業者の商号又は名称を記載すること。 ※共同企業体として応募する場合、代表企業の商号又は名称を記載すること。

(3) 提出方法

事務局に電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名は、「多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本計画策定支援業務公募型プロポーザルに関する企画提案書等（事業者名）」とすること。

※電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

9 プレゼンテーション審査

(1) 実施日

令和7年12月24日（水）※時間及び場所については、参加者に別途連絡する。

(2) 時間

持ち時間は50分とする。

（準備：約5分、プレゼンテーション：20分、ヒアリング：20分、片付け：約5分）

(3) 実施方法

ア 出席者は、業務責任者及び業務主担当者各1名を含め4名以内とする。

イ プレゼンテーションで使用する機材はすべて説明者で準備すること。ただし、電源コンセント、プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意する。

ウ プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

10 プレゼンテーションにおける審査方法

プレゼンテーション審査における評価項目、評価基準及び配点は、「（別表1）評価項目及び配点」のとおりとする。

市職員等で構成する多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本計画策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、別表1に従い評価を行い、採点する。委員会委員が採点した合計点に事務局が採点した点数を加えた総点数により、各提案者の順位を決定する。

11 審査結果

- (1) 審査結果は、企画提案者に対し電子メールにより令和7年12月26日（金）までに通知するとともに、追って郵送による書面での通知を行う。
- (2) 審査結果は、市ホームページにおいて公表する。
- (3) 審査結果について不服申立て等は認めない。

12 契約締結

- (1) 契約の締結に当たっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、必要に応じて市はあらためて見積書を聴取し、契約締結に向けて交渉するものとする。
- (2) 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。
- (3) 受託候補者として選定された者が、「13 失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととし、以下同様とする。

13 失格事項

受託候補者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「2 業務概要(5)提案上限金額」を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

14 一括再委託の禁止

本市が別に定める「業務委託契約に関する再委託ガイドライン」に即した適切な業務を実施すること。

15 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 提出書類は、多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）に基づき、非開示情報を除き開示対象となる。
- (6) 令和7年第4回定例会において、本業務に係る予算が議決されなかった場合については、本業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

16 問い合わせ先

事務局：

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

多賀城市企画経営部企画課スポーツウェルネスデザイン室

電話番号（022）368－2379

FAX （022）309－2369

メールアドレス design@city.tagajo.miyagi.jp